

令和8年度に向けた滋賀県公立高等学校教育予算の充実について

日 時 令和7年8月25日 AM 県庁にて

出席者 滋賀県高 P 連会長 炭谷将史 氏・同副会長 川嶋あや子 氏 事務局 日夏昭三・町田圭子

記 録

始めに、炭谷会長より、日頃の PTA 活動へのご理解とご協力に感謝の意を伝える。

以下、村井教育長からの回答

日頃の PTA 活動に対して感謝している。学校を支える教育行政、PTA が一緒になって滋賀の教育を良くしていくために一緒に取り組んでいきたい。

1. 重点要望

(1)ICT を活用するための教育環境の拡充

(体育施設を含む校内Wi-Fi環境の拡充・タブレット購入補助・教材購入補助等)

会長より生成AIという話があったが、県立学校では校内Wi-Fi環境の整備や学習用インターネット接続回線が大容量化して、すべてのホームルール教室への電子黒板機能付きの大型提示装置の整備など、学習指導要領の実施やオンライン授業に向けての環境を整え、令和4年度よりBYODの一人一台端末の導入を進めてきている。すべての教室のWi-Fi環境を整備するという点について、膨大な金額になるということもあって必ずしもすべてということにはなっていない。すべての教室で常時端末が使用されることはないのではないかと想定している。しかしながら、学校内で一人一台端末を使えるエリアが広がる必要があると考えている。今後、学校と連携してWi-Fi環境が必要な部屋を優先的に整備するなど様々な方法でWi-Fi環境拡充を検討していきたい。

義務教育ではない高等学校における教材購入については、原則自己負担であると考えているが、端末についても基本的に同じ考え方をお願いしているが、経済的にお困りのご家庭に対しては貸出用の端末を貸し出したり、一定の所得の範囲の世帯におけるタブレット端末購入資金に対する資金対応をしていきたい。端末は普段から使う文房具であるということで常に学校でも家庭でも自分の周りにおいて個人の所有物として責任をもって管理し、学びの実現に生かしたいと思う。保護者の皆さんに一定のご負担をおかけするといったことを認識している。購入いただいたタブレット端末を有効に活用されるように教員の指導力向上に取り組んでいく。

校内Wi-Fi環境については、今年度ネットワークの通信状況調査を実施している。結果分析を行って環境改善に努めたい。

(2)高校教育の充実に必要な教職員(特に正規教員)の増員

公立高等学校の教職員の数は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」で定められている。特色ある教育課程の編成や生徒の実態に応じた少人数授業など多様な指導方法が展開できるように、厳しい財政状況のなかで可能な限り教員の配置に努めている。

(3)充実した図書館活動を行うための図書館整備費の十分な予算配分

各学校の要望を拝見すると、結構ご指摘があると認識している。学校備品や消耗品の予算は毎年減額しているところであるが、図書整備費については、今後もその確保をしていきたいと思っている。学校図書館は、読書活動充実の場であり、読書センターの役割や学習活動の支援をする学習センター、情報を収集して活用する能力を育成する情報センターとしても役割を果たしており、大変重要であることを認識している。読み解く力の育成や探究的な学びを推進していくための図書資料の重要性を考えて、今後も引き続き予算の維持に努めたい。

(4)特別教室・体育館等への空調設備の設置

特別教室の空調設備については、教室の利用頻度なども踏まえて必要な教室には既に配置されているものと認識している。追加の設置については、それぞれの学校によって状況が違ってくると思うので、学校から状況をよく聞いて対応する。体育館の空調設置については、国の支援制度が活用できるので、今年度からは特別支援学校について整備に着手しているところ。安全かつ快適な教育環境ができるように着実に整備を進めている。

(5)施設老朽化への早急な対応と、安心・安全を保障する環境整備(エアコンデマンド 緩和を含む)

施設の老朽化については、学校施設が健全な状態を維持できるように適宜点検を行い、不良箇所については優先順位をつけた上で修繕の対応を行っている状況。環境衛生については、各学校からの対応要望を踏まえて必要に応じて空調その他のクリーニングを行う。エアコンデマンドについては、教育総務課で定めたエアコン運転指針上、生徒の健康を損なう恐れがある場合は、学校長の判断により空調を柔軟に使用することができるようにしている。エアコンデマンド値の上昇についても、このような観点に基づいて、不要な電力消費状況がないかなどを総合的に考慮して検討することとしている。

厳しい財政状況ではありますが、生徒の皆さんが安全で安心して学校生活を送れるように老朽化の状況、学校環境の衛生状況等を踏まえて適切な維持管理に努める。

2. 高校生に行き届いた教育を実現するため、教職員等の増員および教育体制の充実をお願いします。

(1)各学校(課程・学科)の実態に即した少人数学級の実現

令和4年3月に策定しました「これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針」におきまして、生徒数減少への対応の一つとして多様な学びを実現するため少人数学級について取り組むとしています。各学校の実情に応じて柔軟に対応できるよう取り組んで参りたい。

(2)特別な配慮を要する生徒への支援の充実と正規養護教諭の配置(定時制)

特別な配慮を要する生徒に対しましては、学習支援および肢体不自由のある生徒の生活介助を行うための特別支援教育支援員を措置している。また、特別な教育的支援を必要とする生徒の在籍率が高い瀬田工業高校の定時制や大津清陵高校馬場分校には、特別支援教育コーディネーターの授業時数軽減として非常勤講師週6時間の措置をしている。加えて令和6年度から特別支援教育課の高等学校特別支援教育体制整備事業によって、全校に非常勤講師を週2時間から6時間措置をしているところ。さ

らに日本語指導が必要な生徒への対応など各学校の実情に応じて可能な限り教員を加配しているところ。養護教諭の配置について、定時制の養護教諭については、常勤の臨時養護教諭か非常勤の養護事務(会計年度職員)の配置をしているところ。これまで非常勤の配置時間を長くしたり、非常勤を常勤に変えるなどして配置を拡充してきた。

(3)各学校の教育課題に応じた専門的な指導ができる教員以外の人的支援の充実

(SC、SSW、SST・CST指導者、日本語指導者、ICT支援員、部活動指導員など)

※ SC:スクールカウンセラー、SSW:スクールソーシャルワーカー、SST:ソーシャルスキルトレーニング、CST:コミュニケーションスキルトレーニング

まず、SSTやCSTについて、通級による指導を現在実施している学校は、愛知高校と、今年度からはじめた北大津高校である。両校の通級担当教員が、SSTやCSTを主とする教科・科目の指導も含めた業務にあたるように教員の加配措置を行っている。また今年度より高等学校通級指導推進委員会を年間3回開催して高等学校における通級指導の充実や展開について検討している。また、特別支援教育専門家チームが通級実施校に対し、年間3回を上限として指導助言も行っており対応している。

SCについては、国の補助事業を活用してすべての県立高等学校に配置している。今後、状況に応じて配置時間を調整してSCの有効活用を進めていく。SSWについては、学校からの要望に応じて訪問し、ケース会議等に参加することが可能な体制を整えている。県教委としてSCやSSWの外部専門家を活用した体制整備をさらに進めるとともに、機会あるごとに国に対して専門家の配置の充実について働きかける。

ICT支援員について、校務ネットワークやBYOD端末の管理であったり、ICTの活用などに対応できるように専門的な知識技術を有する教員の適切な配置に努めている。しかし、ICT活用の急速な展開と進展が教員の大きな負担となっていることを認識している。県としては令和2年度から派遣していたICT支援員に変えて令和5年度からは24時間365日どこからでも教員が気軽にICTに関する問い合わせができる仕組みとしてAIチャットボットを構築して運用している。ICT支援員という形ではなくて、こういったチャットボットを活用して対応していくことを考えている。

日本語指導講師について、日本語を母語としない保護者等の支援については、従来より「外国人児童生徒ハートフル支援事業」として学校からの依頼に応じて母語支援員を派遣している。需要が年々増加しておりすべての依頼に対応することがなかなか難しい状況ではあるが、可能な限り派遣ができるように調整している。

日本語指導講師に係る支援については、「日本語指導システム構築事業」で講師費用を支援している。今後、日本語指導が必要な生徒は増していくものと考えており、より実態に即した支援の方法などについて検証を進めていきたい。

部活動指導員について、文化部においては、生徒の多様なニーズに応じた活動の実態や教員の負担軽減を目的として配置するものであり、要望のあった学校には少なくとも一人は部活動指導員を配置できるように調整している。年々需要が増しており今後も要望のある学校に対して配置できるように努めていきたいが、一方で厳しい財政状況ということもありなかなかすべてを満たすということは困難な状況。

運動部の部活動指導員について、専門的な技術指導ができる顧問の不在や学校事情により指導が困難であるなどの事情を抱える学校に配置して、生徒の多様なニーズに応じた活動を行い、教員の技術

指導を補い、教員の勤務時間外の指導にかかる勤務の軽減を図っている。配置校については、事前に配置意向調査を行い、調査に基づいて予算要求を行っている。年々配置希望が多くなってきている。

3. 高校生が安心して意欲的に学習できる教育環境の整備にあたり、施設設備等の充実をお願いします。

(1) 建物の老朽化に伴う校舎・外トイレ等の改修・改築

校舎や外トイレなど学校施設整備などの老朽化に伴う改修については、法律に基づく定期点検や学校からの要望を踏まえて、緊急性や必要性などを総合的に判断しながら、限られた予算の範囲内で必要な対応を行っている。平成28年度からは、校舎等の建物の長寿命化を図るための事後保全から予防保全の観点に立って計画的に予防保全工事を行っている。県立学校においてもより一層の対策に取り組む。厳しい財政状況ではあるが、皆さんが安全で安心して学校生活が送れるよう老朽化の状況等を踏まえて適切に対応していく。

(2) 各学校の特長と実態に応じた必要な施設設備・備品等の調達、補修、および更新。特に専門高校や総合学科の実習施設設備の更新・整備

各学校の施設設備については、法律に基づき専門家の調査結果を参考にしながら学校からの要望を踏まえ考慮して調達、補修、更新の対応していきたい。また、予算を有効に活用するために各学校の執行状況を調査して、必要な学校に適切に予算が入るようにしたい。専門学科における産業教育振興のための施設設備については、令和2年度3年度に国の補助金活用によって合計約20億円の予算を確保して最新の設備の整備を図った。この補助金で整備できなかった設備についても、設備の状況および学校からの要望を伺って、優先順位を定めて次の更新につなげる。厳しい財政状況ではあるが、生徒の皆さんの意欲的な学習ができるよう、学校の状況を踏まえて環境整備を進めたい。

(3) 部活動の活性化に向けた、古い施設設備等の補修および大会参加経費、出張費等の補助

部活動との兼ね合いで古い施設設備の補修について、県立学校の体育施設の修繕については、昨年度は石山高校のテニスコートの支柱交換、八幡工業高校のプール循環ろ過ポンプの交換やさまざまな修繕工事をおこなった。今年度は玉川高校において防球ネットの補修や甲西高校のテニスコートのフェンスの修繕を行っている。引き続き適切に状況を確認して取り組んでいく。

体育施設の補修整備については、各学校からの要望を聞きながら協議し順次対応している。

大会参加の経費負担について、全国大会は出場選手の交通費・宿泊費の補助、近畿大会については出場選手の交通費の補助を対象としている。出張費などの補助は、県内の各種大会の選手引率以外の競技役員として従事した加盟校教員に対し所要の旅費について支給している。

(4) 通学路の安全確保に向けた対策(自転車通行可能な歩道の整備、除雪、電灯の設置)

高等学校では広範囲から通学している。通学路の点検については学校周辺地域や関係機関と連携しながら通学の安全点検に務め、生徒に対しては安全教育を徹底しているところ。高等学校では学校周辺道路で危険な箇所がある場合には関係機関と連携し対策へつなげている。市町立小中学校区の道路の

合同点検などを各市町の交通安全プログラムに基づき実施するとともに、その結果を受けて道路管理者や警察においても必要な対策が図られるよう対応している。県としても通学路の安全確保に向けた対策を重点的に取り組んで、引き続き関係機関と連携していく。また、自転車通行可能な歩道の整備について、県が管理する道路の整備については、将来10年間の具体的な実施計画である滋賀県道路整備アクションプログラム2023に基づき引き続いてプログラムに位置付けた箇所を早期に完了できるよう取り組んでいく。また、整備までに時間を要する箇所や市街地など整備に必要な用地確保が難しい箇所については、自転車走行空間のイメージや注意喚起のための路面標示などの暫定的な安全対策を組み合わせながら取り組みを進めている。この点は、土木交通部道路保全課の回答に基づいている。

除雪の関係ですが、県が管理する道路の除雪については、円滑な道路交通を確保するために毎年除雪計画を策定し適切な除雪を行えるよう取り組んでいる。歩道の除雪については、市町が中心となって策定される雪道計画に基づいて関係市町と協力して引き続きより安全な通学路を確保できるようPTAの皆さんはじめ地域住民の皆さまに協力をいただきながら進めていく。

電灯の設置について、県が管理する道路に設置する照明灯については、道路照明施設設置基準に基づいて交差点や横断歩道のところに設置している。通学路においても道路管理者が設置する照明灯と市町が設置する防犯灯などが適切に配置されるよう関係者と連携して取り組んでいく。

毎年同じような回答をしているようなものもあると思うが、県の予算がこちらが思うようにすべてを賄っているわけではないので、一定優先順位をつけて進めていかなくてはいけない。昨今話題になっている体育館の空調についてやっと取りかかり始めた。市町の中には早急に整備するところもあるが、義務教育と高校教育との間には国の支援のスキームも随分違いがあってなかなか厳しさがあるが、昨今の殺人的な暑さの中では、空調を整えながらやっていかなければいけない。体育館の空調についてはなかなか一筋縄ではいかないが、しっかりと考えていきたい。

【川嶋副会長】

感謝しかない。

日野高校で今年エレベーターを設置してくださったが、去年入学した生徒が松葉杖で苦労していたが、今年から使えるようになってうれしく思っている。

【教育長】

本当はすべての高校に初めからエレベーターがある状態が本筋なのかもしれないが、順次ということで今やっている。そういう生徒さんが入学されるということが分かった段階で、ついていない学校がその使い方もいろいろ確認しながら準備を順次進めていく。その生徒さんについては1年間使えない状況があるわけで、できるだけ配慮していきたい。